

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 中長期基本計画を作成し「2025年9月理事会」において、機関決定を行った。 前回審査時以降は、当協会は"公益認定申請"に注力してきたため、ガバナンスコードへの対応が後手に回らざるを得なかった。 (2) 中長期基本計画は、当協会ホームページ公開URL： <a href="http://boundtennis.or.jp/association/regulations/">http://boundtennis.or.jp/association/regulations/</a> にて公開している。 (3) 「2025年6月理事会」においてその内容を公開し理事からの意見を求めたのち、「2025年7月指導書講習会」の中で、指導委員会において主な構成員である都道府県協会に所属する主要な指導者60名(現役アスリート含む)に説明を行い意見を求めた。理事会・指導委員会の意見を参考に基本計画を作成した。		01_公益財団法人日本バウンドテニス協会運営に関する中長期基本計画 02_2025年度指導者講習会開催要項 03_2025年度第2回定時理事会議事録0921(1号議案：中長期計画承認) 04_中長期事業計画に対する指導委員からの意見
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 事務局については運営委託先である協賛企業の人事方針に従っている。コーチ指導員については中長期基本計画の中で方針を示している。 (2) 中長期基本計画は、当協会ホームページ公開URL： <a href="http://boundtennis.or.jp/association/regulations/">http://boundtennis.or.jp/association/regulations/</a> にて公開している。 (3) 「2025年6月理事会」においてその内容を公開し理事からの意見を求めたのち、「2025年7月指導書講習会」の中で、指導委員会において主な構成員である都道府県協会に所属する主要な指導者60名(現役アスリート含む)に説明を行い意見を求めた。 理事会・指導委員会からの意見を参考に基本計画を作成し「2025年9月理事会」において、機関決定を行った。		01_公益財団法人日本バウンドテニス協会運営に関する中長期基本計画 02_2025年度指導者講習会開催要項 03_2025年度第2回定時理事会議事録0921(1号議案：中長期計画承認) 04_中長期事業計画に対する指導委員からの意見
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 一般財団法人法に基づき年次の事業計画において、財務計画を公表しているとともに、財務の健全性確保に関する計画は中長期基本計画の中で策定している。 毎年の評議員会に収支決算および収支予算について付議している。 (2) 中長期基本計画は、当協会ホームページ公開URL： <a href="http://boundtennis.or.jp/association/regulations/">http://boundtennis.or.jp/association/regulations/</a> にて公開している。 (3) 「2025年6月理事会」においてその内容を公開し理事からの意見を求めたのち、「2025年7月指導書講習会」の中で、指導委員会において主な構成員である都道府県協会に所属する主要な指導者60名(現役アスリート含む)に説明を行い意見を求めた。 理事会・指導委員会からの意見を参考に基本計画を作成し「2025年9月理事会」において、機関決定を行った。		01_公益財団法人日本バウンドテニス協会運営に関する中長期基本計画 02_2025年度指導者講習会開催要項 03_2025年度第2回定時理事会議事録0921(1号議案：中長期計画承認) 04_中長期事業計画に対する指導委員からの意見

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 「評議員、理事及び監事候補者の選定に関する内規」において外部理事目標割合を25%に定め、2025年9月定時理事会で承認されている。 現在、理事16名のうち、外部理事5名は、協賛企業、学識経験者及び他団体の役職者などから構成され目標割合25%は達成できている。目標達成に向けた方策として協賛企業を中心とした人脈を活用している。 (2) 前回審査時以降は、当協会は"公益認定申請"を行うことになり、その過程で長期在任する役員の指導支援が不可欠だったため、在任期間の制限等を設ける規定は設けなかったが、2024年7月公益認定以降、徐々に新陳代謝を進めてきた。 「評議員、理事及び監事候補者の選定に関する内規」において女性理事目標割合を40%に定め、2025年9月定時理事会で承認されている。現在、理事16名のうち、女性理事4名は、ロック推薦、及び他団体の役職者などから構成され構成割合は25%である。目標達成に向けた方策として都道府県協会に女性理事が多いことから、ロック代表推薦時に女性理事を推薦するよう求めている。	05_役員名簿 06_評議員、理事及び監事候補者の選定に関する内規 07_2025年度第2回定時理事会議事録0921(2号議案：評議員、理事及び監事の候補者選定に関する内規承認)	
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 「評議員、理事及び監事候補者の選定に関する内規」において外部評議員目標割合を20%以上に定め、2025年9月定時理事会で承認されている。 現在、評議員12名のうち、外部評議員3名は、学識経験者及び他団体の役職者などから構成されており既にこの目標は達成している。協賛企業を中心とした人脈を活用し、今後も公益財団法人の評議員にふさわしい人選を慎重に進める。 (2) 前回審査時以降は、当協会は"公益認定申請"を行うことになり、その過程で長期在任する役員の指導支援が不可欠だったため、在任期間の制限等を設ける規定は設けなかったが、2024年7月公益認定以降、徐々に新陳代謝を進めてきた。 「評議員、理事及び監事候補者の選定に関する内規」において女性評議員の目標割合を20%に定め、2025年9月定時理事会で承認されている。現在、評議員12名のうち、女性評議員2名は、ロック推薦から選定され構成割合は17%である。目標達成に向けた方策として都道府県協会に女性理事が多いことから、ロック代表推薦時に女性評議員を推薦するよう求めている。	06_評議員、理事及び監事候補者の選定に関する内規 07_2025年度第2回定時理事会議事録0921(2号議案：評議員、理事及び監事の候補者選定に関する内規承認) 08_評議員名簿 09_評議員候補者選出および評議員選定委員会運営規程	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 今年、指導者委員会の下部機関としてアスリート委員会を設置、アスリート委員会規程を定め当協会ホームページ公開URL： <a href="http://boundtennis.or.jp/association/regulations/">http://boundtennis.or.jp/association/regulations/</a> にて開示している。 (2) 各ロックを代表する活躍をしている男女選手および全日本選手権大会上位入賞者を中心に、男女年齢別種目などのバランスを考慮して人選を進めた。 (3) アスリート委員会を年1回以上開催し、担当理事も出席する。また、理事会にオブザーバーとしてアスリート委員会代表が出席し、その意見を組織運営に反映させる予定である。	10_アスリート委員会規程 11_アスリート委員名簿 12_アスリート委員会議事録	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 現在、理事会は、理事16名、監事2名で適正な規模であり、実効性は確保されていると思われる。	05_役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 前回審査時以降に、当協会は"公益認定申請"を行うことになり、その過程で長期在任する役員の指導支援が不可欠だったため、年齢の制限を設ける規定は設けなかったが、2024年7月公益認定以降、徐々に新陳代謝を進めてきた。 現在は役員就任時に原則として75歳を超えて新規に就任することが無いよう「評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規」を策定し、2025年9月定時理事会において承認し施行したが、内部理事を除く理事の年齢制限に関する条文を2025年12月定時理事会にて改定した。	06_評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 前回審査時以降に、当協会は"公益認定申請"を行うことになり、その過程で長期在任する役員の指導支援が不可欠だったため、在任期間の制限を設ける規定は設けなかったが、2024年7月公益認定以降、徐々に新陳代謝を進めてきた。 現在は役員就任時に原則として理事が原則として10年を超えて在任することがないよう「評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規」を改定し、2025年9月定時理事会において承認・施行した。2027年度の役員改選対象者(2027年6月評議員会)から適用する。	06_評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
3			<p>【例外措置または小規模団体配慮措置】</p> <p>当協会は、成立したての公益財団法人運営の安定のため、および中長期基本計画等に定める目標を実現するために、現会長および現理事数名は、評議員が認めた場合には1期継続することができるものとした。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 2023年度、独立した諮問委員会として「評議員選定委員会」を設置した。理事・監事については、一般法人法「評議員会の承認をもって、理事を選定する」に従って、選定している。「役員候補者選出および役員候補者選定委員会運営規程」を策定し、2025年12月定時理事会にて機関決定施行した。	09_評議員候補者選出および評議員選定委員会運営規程 13_役員候補者選出および役員候補者選定委員会運営規程	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 倫理規程および処分規程を整備している。	14_倫理規程 15_処分規程	
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 定款および加盟団体規程、事務局規程、指導委員会規程など整備している。	16_定款 17_加盟団体規程 18_経理規程 19_事務局規程 20_指導委員会規程	
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 事務局規程、指導委員会規程、大会開催規程、公認資格認定試験開催規程、公認指導員資格認定審査規程、公認審判員資格認定審査規程、公認コーチ細則などを整備している。今後も、組織運営に必要な規程を整備する。	19_事務局規程 20_指導委員会規程 21_大会開催規程 22_公認資格認定試験開催規程 23_公認指導員資格認定審査規程 24_公認審判員資格認定審査規程 25_公認コーチ細則	
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 「理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類」を整備している。（当協会の役員・評議員は全員「無報酬」） 事務局は運営を協賛企業に委託しており、報酬は支払っていないので、職員の報酬に関する規程は設けていない。	26_理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 法人の財産に関する規程として「寄付金等取扱規程」を整備している。	27_寄付金等取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 当協会の財政は、寄付金、協賛金のほか、都道府県協会加盟金、公認審判員指導員登録料および更新料が、主な財源である。 今後、「中長期基本計画」に沿って必要な財政的基盤を整えるための規程を整備する。	22_公認資格認定試験開催規程 23_公認指導員資格認定審査規程 24_公認審判員資格認定審査規程 25_公認コーチ細則 27_寄付金等取扱規程 17_加盟団体規程 01_公益財団法人日本バウンドテニス協会運営に関する中長期基本計画
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(3) 当協会では、代表選手選考を行っていないため、本審査項目は適用されない。 また、出場選手の参加資格については大会要項に明記している。	
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 公認審判員資格認定審査規程を基に、公平かつ公正に選考している。 審判員を選出する際、その試合の利害関係が無いよう選手と同じ県の出身の審判は外している	24_公認審判員資格認定審査規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 現在公認会計士および司法書士と顧問契約を結んでおり、日常的に法務に関する助言を受けることができる。また、事業協賛をいただいている協賛企業の専門家に、法務関係について日常的に問い合わせできる体制にあり、必要があれば弁護士への相談もできるルートを確保している。 (2) 理事及び監事は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無を判断できる程度の法的知識を有している。	28_内田司法書士顧問業務委託契約書 29_吉原公認会計士顧問契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>(1) 現在コンプライアンス委員会の機能は、倫理委員会が担っている。倫理委員会は「至急に検討すべき事案」が発生しなかったため定期開催に至らなかった。</p> <p>「倫理規定」の改定および「倫理委員会規程」を2025年12月理事会において機関決定し、<b>施行した</b>。倫理委員会規程内で委員会開催時期を「事業年度内に1回以上開催」と規定する。</p> <p>(2) 現在コンプライアンス委員会の機能は、倫理委員会が担っている。</p> <p>コンプライアンスに関わる倫理委員会の役割・機能を明確にするため「倫理規定」の改定および「倫理委員会規程」を2025年12月理事会において機関決定し、<b>施行した</b>。</p> <p>(3) 現在コンプライアンス委員会の機能は、倫理委員会が担っている。現在倫理委員会に、女性1名構成員は配置していない。</p> <p>「倫理規定」の改定および「倫理委員会規程」を2025年12月理事会において機関決定し、<b>施行した</b>。倫理委員会規程内で「委員のうち1名以上は女性とする。」と規定する。</p>	14_倫理規程 30_倫理委員会名簿 31_倫理委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) 倫理委員会の構成員に公認会計士、司法書士および学識経験者（専務理事・元広島大学助教授）を配置している。弁護士は適正な人選および費用負担の理由から配置できなかった。弁護士は2026年10月末までに配置する。		30_倫理委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) NF役員向けのコンプライアンス教育は、協賛企業の実施する研修を受けている。協賛企業を母体とする役員も同様に機会を設け研修している。 その他の役員は各都道府県協会あるいは他のスポーツ団体・民間企業に所属しており、スポーツ界および一般的なコンプライアンスに関する研修を受けていると認識している。また、スポーツ界のコンプライアンス研修を専門とするJSCの提供する「スポーツガバナンスウェブサイト登録団体対象コンプライアンス研修」を受講するよう理事会にて紹介、受講を奨めてきたが、2025年11月末までにこれらを強化する。 更に定時理事会における「必須カリキュラム」として設定し、役員のコンプライアンス教育を徹底する。		32_ハラスメント防止ブック

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>(1) 指導者に対しては、当協会主催「指導者講習会」の定期的に講習テーマの一環として、コンプライアンス教育を盛り込んでいる。</p> <p>選手に対しては上記の研修を受講した指導者から、各都道府県の選手に対して現場に則した形で教育を行うように指導している。</p> <p>全日本選手権大会に出場する選手については、事前資料や各都道府県協会が行うミーティングの場で、当協会主催「指導者講習会」コンプライアンス講習会資料を使って、指導している。</p> <p>今後はHPにも資料を掲示する等のコンプライアンス講習機会を拡大して、選手への教育を進めていく。</p>	33_コンプライアンス講習会 _2024,2025
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>(1) 協会主催「指導者講習会」のテーマの一環として、コンプライアンス教育を盛り込んでいる。</p> <p>審判員全員に対しては上記の研修を受講した指導者から、各都道府県の審判員に対して現場に則した形で教育を行うように指導している。</p> <p>全日本選手権大会に参加する審判員についても、事前資料や各都道府県協会が行うミーティングの場で、当協会主催「指導者講習会」コンプライアンス講習会資料を使って、指導している。</p> <p>今後はHPにも資料を掲示する等のコンプライアンス講習機会を拡大して、審判員への教育を進めていく。</p>	33_コンプライアンス講習会 _2024,2025
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>(1) 月例事務局ミーティングに協賛企業の役員である理事、監事が同席し、専門家のサポートが必要となると想定される内容については、都度確認している。</p> <p>(2) 公認会計士および司法書士と顧問契約を結んでおり、日常的にサポートを受けることができる体制を構築している。</p>	28_内田司法書士顧問業務委託 契約書 29_吉原公認会計士顧問契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>(1) 13_経理規程を整備しており、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。また定款に基本財産については明記している。</p> <p>決算には顧問会計士に都度会計原則を遵守しているか確認し、監事にも確認を取っている。</p> <p>(2) 一般財団法人法に基づき、適性のある監事を任命している。</p> <p>(3) 定期監査を実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。</p>	34_監事名簿(監事の適性がある と考える理由) 18_経理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国庫補助金、JSC補助金の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	35_令和4～6年スポーツくじ助成金振興基金助成金交付通知書
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされる書類は全て開示している。 (2) 予算・決算報告等は全て協会ホームページ公開URL： <a href="http://boundtennis.or.jp/association/report/">http://boundtennis.or.jp/association/report/</a> にて開示している。	36_2025年度事業計画および収支予算書 37_2024年度事業報告および決算開示
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 当協会では、代表選手選考を行っていないため、本審査項目は適用されない。	
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守状況を当協会ホームページ公開URL <a href="http://boundtennis.or.jp/association/regulations/">http://boundtennis.or.jp/association/regulations/</a> にて開示している。	38_2024年スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 理事については、就任時に理事会で取引内容について詳細な報告を行い承認を得るようにし、管理している。 (2) 利益相反取引に関する規程は設置していないが、利益相反ポリシーに従って利益相反を管理している。今後も利益相反ポリシーに従い、慎重に検証する。		39_利益相反取引の承認に関する件 40_利益相反ポリシー
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを設けている。		40_利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 前回審査時以降に、当協会は"公益認定申請"を行なった。その過程でホームページの更新(全面リニューアル)が必要となったため、2025年10月更新タイミングで通報窓口を整備し、NF関係者等に周知する。 通報窓口は当協会ホームページ公開URL： <a href="http://boundtennis.or.jp/contact/">http://boundtennis.or.jp/contact/</a> で、JSPOの暴力行為等相談窓口へのリンクを展開している。 (2) 「通報制度の運用に関する規程」は設けていないが、JSPOの相談窓口において相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 「通報制度の運用に関する規程」は設けていないが、JSPOの相談窓口において担当者に通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて、情報管理を徹底している。 (4) 「通報制度の運用に関する規程」は設けていないが、JSPOの相談窓口において担当者に通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) NF職員向けには、協賛企業の実施する「通報制度に関する研修」を受けている。協賛企業を母体とする役員も同様に機会を設け研修している。 その他の役員は各都道府県協会あるいは他のスポーツ団体・民間企業に所属しており、スポーツ界および一般的な通報制度に関する研修を受けていると認識している。	41_コンプライアンス担当者内部通報制度とは 42_連絡文書：「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置について	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心とし整備すること	(1) 現在、通報制度の運用体制は、倫理委員会が担当することにしている。倫理委員会の構成員に公認会計士、司法書士および学識経験者（専務理事・元広島大学助教授）を配置している。弁護士は適正な人選および費用負担の理由から配置できなかった。弁護士は2026年10月末までに配置する。	30_倫理委員会名簿	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	<p>(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を処分規程に定めている。</p> <p>(2) 懲罰制度における禁止行為等について定めているその処分規程を当協会ホームページ公開URL：<a href="http://boundtennis.or.jp/association/regulations/">http://boundtennis.or.jp/association/regulations/</a>に記載して周知をしている。</p> <p>(3) 処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを処分規程第9条に定めている。処分決定前に対象者から弁明の機会を確保する旨を処分規程に定めていなかったが、今回、処分規程改定を行い「2025年12月理事会」において機関決定し<b>施行した</b>。</p> <p>(4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを処分規程第9条に定めている。</p>	14_倫理規程 15_処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 処分規程に適正な処分のための措置を定めている。現在、処分審査については、倫理委員会が担当することにしている。倫理委員会の中立性確保のため、構成員に公認会計士、司法書士および学識経験者（専務理事・元広島大学助教授）を配置している。	14_倫理規程 15_処分規程 30_倫理委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を処分規程に定め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう、自動応諾条項を定めている。 (2) 自動応諾条項の対象事項には、広く対象に含んでいる。 (3) 申立期間について合理的ではない制限は設けていない。	14_倫理規程 15_処分規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 倫理規程および処分規程に、スポーツ仲裁の利用が可能であることを定めている。 倫理規程および処分規程は当協会ホームページ公開URL： <a href="http://boundtennis.or.jp/association/regulations/">http://boundtennis.or.jp/association/regulations/</a> にて公表し、周知している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 現在、危機管理については、倫理委員会が担当することにしている。 (2) 現在、危機管理に該当する事案が発生しなかったため、危機管理マニュアルは策定して来なかつた。2026年3月を目途に「危機管理マニュアル」を策定する予定である。 (3) 危機管理マニュアルは策定していないものの、処分規程に不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 危機管理マニュアルは策定していないものの、倫理規程および処分規程に、危機管理に対処する機能を倫理委員会に設置することを含んでいる。		14_倫理規程 15_処分規程
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 過去4年間において、当協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 過去、前身の協会を含め、当協会内に危機管理および不祥事対応を要する案件は発生していないため、外部調査委員会は設置しておらず、この項目は該当しない。		
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 定款、登録規程、倫理規定、処分規定、年度事業計画を整備し、権限関係を明確にしている。 (2) 各都道府県協会の事業計画書、収支決算書、大会結果報告書を収集し、必要に応じて都道府県協会に組織運営、業務執行について指導助言をおこなっている。 (3) 各都道府県協会の組織運営、業務執行について、ブロック代表理事を通してあるいは直接助言及び支援を行っている。	16_定款 17_加盟団体規程 14_倫理規程 15_処分規程 43_都道府県協会決算収支報告書一覧 44_ブロック大会収支一覧表 45_大会収支福岡協会へのメール 46_協会収支新潟協会へのメール	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 都道府県協会に対しては、理事会・評議員会の議事録の開示、文書による通知等で、方針の伝達や情報提供を行っている。 また、重大事案では無かった為、書類は保管していないが、ブロックおよび都道府県協会主催の指導者講習会に講師を派遣した際や、役員によるブロック大会開催時の役員派遣時には、地方組織の運営者にガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関わる助言も行っている。	47_協会_2474_都道府県協会の各種書式提出について 48_事務連絡_2451_フリーランス・事業者間取引適正化等法の遵守徹底について 49_事務局個人情報の取り扱いについて	